

## 八王子市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### (事業の種類)

第2条 この要綱に規定する事業の種類は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用に対する給付
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用に対する給付

### (事業の内容等)

第3条 この要綱に規定する事業内容等は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する事業（教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用に対する給付）

#### ア 事業内容

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として施設が教育・保育給付認定保護者から実費で徴収した額に対して、その費用の一部を給付する。

#### イ 対象者

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として認められる教育・保育給付認定保護者

#### ウ 対象となる実費徴収額の範囲

イ 対象者（以下この号において「教育・保育給付対象者」という。）に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

エ 施設による代理請求・代理受領について

特定教育・保育施設に対して、あらかじめ教育・保育給付対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について給付すべき額の限度において、教育・保育給付対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、教育・保育給付対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の給付があったものとみなす。

オ 給付額

次に掲げる金額を限度額として予算の範囲内で支払うものとする。

実費徴収額 1人当たり月額2,700円

(2) 前条第2号に規定する事業（施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用に対する給付）

ア 事業内容

施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）が、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）にかかる実費徴収額に対して、その費用の一部を給付する。

イ 対象者

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の(ア)若しくは(ウ)に該当する者又は(イ)に掲げる施設等利用給付認定子どもがいるもの（以下この号において「施設等利用給付対象者」という。）

(ア) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

(イ) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(ウ) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

ウ 対象となる実費徴収額の範囲

特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額

#### エ 施設による代理請求・代理受領について

特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ施設等利用給付対象者から同意を得た上で通知し、副食材料費に要する費用について給付すべき額の限度において、施設等利用給付対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、施設等利用給付対象者に対し副食材料費に要する費用の給付があったものとみなす。

#### オ 給付額

次に掲げる金額を限度額として予算の範囲内で支払うものとする。

食事の提供にかかる実費徴収額 1人当たり月額4,500円

#### (申請及び決定)

第4条 市長は、前条第1号イに規定する対象者については、その資格その他必要事項を審査のうえ、すみやかに補足給付費を給付するか否かを決定し、その旨を対象者に通知する。ただし、前条第1号エに基づき施設による代理請求・代理受領を行う場合は、施設・事業所にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2号イに規定する対象者については、補足給付費申請書(第1-2号様式)を徴したうえで、当該対象者の資格その他必要事項を審査し、その内容が適正と認められる場合にはすみやかに補足給付費を給付するか否かを決定し、その旨を対象者に通知するものとする。ただし、前条2号エに基づき代理請求・代理受領を行う場合は、対象者から補足給付費申請書(第1号様式)を徴したうえで、当該対象者の資格その他必要事項を審査し、その内容が適正と認められる場合にはすみやかに補足給付費を給付するか否かを決定し、施設・事業所にその旨を通知するものとする。

#### (対象期間)

第5条 この要綱に規定する事業の対象期間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1項に規定する事業は、八王子市保育所運営費支弁要綱、八王子市施設型給付費等(幼稚園型及び地方裁量型認定こども園)支弁要綱、八王子市施設型給付費等(幼保連携型及び保育所型認定こども園)支弁要綱及び八王子市施設型給付費(幼稚園)支弁要綱で定めるとおりとする。
- (2) 第2条第2項に規定する事業は、食事の提供を受けた月の翌年度末までとする。

#### (この要綱に定めない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和元年(2019年)10月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前の平成31年4月1日から令和元年(2019年)9月30日における実費徴収にかかる補足給付は、なお従前の例による。

#### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定による様式は、当分の間、従前の様式のものによることができる。